

いきいき現場づくり「意見の窓口」一覧表

H 監督職員・監督補助員

No	分類	タイトル	ご意見	回答
8	H	過去のご質問及び回答について	Date: Fri, 11 Sep 2009 09:38:21 工事現場における役割：主任技術者(監理技術者) 工事現場：宮崎 工事現場：土木(道路) ご意見：回答欄に監督職員に周知・徹底をしてくと記載されていますが、本当に周知徹底されているのでしょうか？また、監督補助員は何の権限もないのに受注者より偉いみたいな勘違いをされている方もいるので改善したほうが良いのではないのでしょうか？	回答年月日: H21/9/14 ○本コーナーに寄せられたご意見等は、管内の事務所でも把握するように指導しております。また、ご意見等の指摘を踏まえた改善事項については、各種会議等で周知・徹底を図っております。 ○監督職員・建設会社などに対する対応については、監督補助員の役割を逸脱する行為がないように、業務の管理技術者を通じ、指導・周知を行っております。
21	H	意見要望について	Date: Tue, 24 Nov 2009 11:45:02 工事現場における役割：現場代理人 工事現場：宮崎 工事現場：土木(道路) ご意見：監督官や補助業務の方の臨機応変な対応に大変助かっています。【発注者への意見要望】等により現場も少しずついい方向に変わってきているように思われます。が、それに伴い、発注業者の質の低下が懸念されます。手引き等の熱誠不足による問題や、自分達の不手際を無視した意見要望が自立よく見られます。地元会社から意見要望を聞けなく、発注者からの意見要望も聞きたい、思います。	回答年月日: H21/11/26 ○整備局や事務所においては関係団体等との定期、不定期の意見交換会を開催しております。このような場で現場の課題や課題解決に向けた意見や提案等の議論がなされています。 ○「いきいき現場づくり」に関する施策の推進について、受発注者相互が意見を出し合うことは重要なことであり、今後事務所や各県単位などの意見交換を行う中で具体例を示しながら発注者としての意見、要望も出させていきます。
24	H	監督補助員について	Date: Mon, 7 Dec 2009 11:21:33 工事現場における役割：主任技術者(監理技術者) 工事現場：熊本 工事現場：土木(河川) 監督補助員とはどのような立場の人を言うのか、働かなくてはならぬ、パソコンをもっと勉強した方がよいのではとかその他、施工に関する指示等もまったく無く、1〜100まで説明しても分かってくれない、電話も30分〜1時間ほどは、ホトホトといっている現状です。また「パワーハラスメントまがいの虚構にもあっています。現場としてはどの様にすれば良いものか急遽のご指示願います。	回答年月日: H21/12/10 ○監督補助員の業務内容は、現場確認や資料作成等を行いその結果を監督職員に提出又は報告を行うなど、監督職員を補助する立場です。 ○ご指摘のような監督補助員の役割を逸脱する行為はあってはならないことです。しかしながら、監督補助員の業務の進め方や現場での対応に対する苦情がこれまで多く寄せられています。 ○このようなことが無いよう、今後も管理技術者を通じて指導を行っております。 ○不適切な状況については、各事務所「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(技術副所長、工品質管理官等)を設けておりますので、可能であれば、具体的な事例を示して担当事務所の相談窓口にご相談下さい。相談者の不利益にならないよう慎重に対応します。
28	H	業務委託技術者の配置についての提案	Date: Thu, 17 Dec 2009 08:58:13 工事現場における役割：主任技術者(監理技術者) 工事現場：福岡 工事現場：土木(道路) ご意見：業務委託技術者の配置についての提案 【提案】工事に伴って建設の担当者や配置する事を禁止してほしい。(品質検査員1名、工事管理員1名等) 【理由】1名の業務委託でも自己の意見を押し付け書類が受理されないのに、2名になると1方がやっとならざるを得ない、もう1方が修正を求め、現場の進捗に重大な影響を及ぼしています。技術者も複数増員しましたが、3ヶ月も書類修正の為に着手出来ませんでした。専工まで経費がどれ程高くなるか不安です。契約書の底に建設費を考慮せず、取組の意向が限られる努力を怠る事を発注者も理解して、現場管理への指導と仕組みの改善にあたって頂きたいと要望致します。	回答年月日: H21/12/17 ○これまでも品質検査業務と工事管理業務の連携、責任分担に関する同様のご意見を受けておりました。このため、平成22年度におきましては、品質検査業務及び工事管理業務を統合し、工事監督補助業務として発注者より検討しております。
35	H	変更契約時の設計図面作成について	Date: Sun, 17 Jan 2010 10:57:37 工事現場における役割：現場代理人 工事現場：熊本 工事現場：土木(道路) ご意見：変更契約時の設計図面作成について 監督職員・監督補助員の打合せで、変更契約の図面を作成するよう言われたのですが、協議等の修正図面は提出しますが、最終的には発注者側で作成されるのではないかと確認しました。(意見の窓口のNo.2の回答の話しをした。)そうしたら、「図面を作成しないのであれば、別の所に依頼することになります。しかし変更契約が遅れますがあなたが遅れているのであればそれは構いません。当然既済部分図面も送りますよ」と言われました。変更契約・既済部分図面が送れないといけないので変更契約図面を作成し出したのですが、まだ監督職員・監督補助員には、意見の窓口の回答が告知されていないようです。今回監督職員が図面を別の所に依頼するとおっしゃいましたが、発注者側が行うとして図面は、本来誰が作成するのでしょうか？(監督職員・監督補助員)また、図面作成に掛かる経費を受注者側にも計上していただけるのなら他の受注者も納得すると考えます。上記の2点(図面作成者・受注者に図面作成費を計上)について回答をお願いします。	回答年月日: H22/2/12 ○変更契約の設計図面は、『工事請負契約書』第18条第4項及び『設計変更ガイドライン(案)』に記載のとおり発注者が作成しなければなりません。 ○ご意見にある変更契約の設計図面作成に関する監督職員・補助員の対応については、適切に対応するよう指導を徹底してまいります。 ○各事務所「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(技術副所長、工品質管理官等)を設けております。今後このような事例がありましたら、相談者の個人情報や相談内容については、相談者の不利益にならないよう慎重に対応しますので、可能ならば、具体的な事例等を示して担当事務所の相談窓口のご利用も検討してみたいです。
44	H	材料確認方法について	Date: Wed, 17 Feb 2010 19:16:19 工事現場における役割：現場代理人 工事現場：福岡 工事現場：その他 ご意見：材料確認方法について 無収縮セメント等の材料確認について、現在搬入数量及びロット番号にて管理しています。確認方法は監督員と品質検査員と打合せ(書面無)、立会を頂いておりますが、中間検査の際、通常は1つ1つに監督員等の直管サインをし、立会を対比させます。また、ロスがあるのを見ては検査をしないという意見が頻りに指摘されました。そうかもしれませんが、管理方法等、業者が勝手に行うことも無く、監督員も了承済みで行っているのに何故ペナルティを受けるような発言が出るのでしょうか？納得できません。又、発注者側として業者をどうまで信用していないのでしょうか？	回答年月日: H22/2/25 ○現場で使用する建設資材の管理については、一般的には建設資材搬入時に製造番号等や資材現物及び納入伝票の確認を行うとともに、使用後においては仕様書等(当該工事仕様書)及び「土木工事共通仕様書」においてどのように所記されているか、あるいは監督職員の承認により使用量や残量の管理の必要性などがあります。なお、使用量や確認記録に係る監督職員等の立会を行った場合は、監督職員が直接確認を行ったこととなるので従業者の監督職員等のサインの必要はありません。 ○施工計画書の作成において、出来高数量の確認や材料確認等については、仕様書や土木工事施工管理基準等が所記されています。これらに明記のないものは監督職員と打ち合わせを行い、立会や確認の施工管理計画を作成してください。 ○コンクリートに関する発言は不適切ですので、その様なことがないよう指導を行っております。
66	H	契約時の変更図面について	Date: Tue, 1 Jun 2010 09:50:11 工事現場における役割：現場代理人 工事現場：佐賀 工事現場：土木(道路) ご意見：変更契約時の図面作成は、発注者で行うようになっていますが、発注者の監督(業務委託等)職員は、あたりまえのように受注者に変更図面作成を依頼されます。その分受注者には大きな負担になり発注者が増えれば負担が増えます。発注者の意見をとおしてください。又、工事打合せで協議を提出した際、金額がわからないので協議時は金額をはき出し教えてくださいますか？監督職員から。いいないあなたたちの勤務は何ですか。教えてください。	回答年月日: H22/6/8 ○発注者は、施工前及び施工中において、『工事請負契約書』第18条第1項から5号に依る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、発注者へその事実が確認できる資料を提出し確認を求めなければなりません。確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等であり、これらは、受注者で作成することになっています。 ○なお、変更契約の設計図面は、『工事請負契約書』第18条第4項及び『設計変更ガイドライン(案)』に記載のとおり発注者が作成しなければなりません。 ○なお、設計変更に伴う請負代金額の変更も、『工事請負契約書』第18条第6項及び『設計変更ガイドライン(案)』に記載のとおり、発注者が行わなければなりません。 ○ご意見にある変更契約の設計図面作成に関する監督職員・補助員の対応については、適切に対応するよう指導を徹底してまいります。 ○各事務所「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(技術副所長、工品質管理官等)を設けております。今後このような事例がありましたら、相談者の個人情報や相談内容については、相談者の不利益にならないよう慎重に対応しますので、可能ならば、具体的な事例等を示して担当事務所の相談窓口のご利用も検討してみたいです。
67	H	監督員等について	Date: Wed, 2 Jun 2010 16:44:23 工事現場における役割：現場代理人 工事現場：熊本 工事現場：土木(河川) ご意見：監督員 係長がとても自分勝手、指示した事項をすぐに撤回したり所長と打ち合わせせず指示をしやり返しなど散々です。業務委託の責任の所在が不明で、不適切な状況が頻りに発生しております。とりまきの指示はやめてほしいです。所長と係長がながいから指示が上手く行かないような気がします。私達、一生懸命にやっていますけど。あと私達も人間です。人間としてあつてください。	回答年月日: H22/6/8 ○ご指摘のような指示の撤回、むだな書類作成の指示など、不適切な指示があれば指導改善します。
68	H	工事書類の作成について	Date: Fri, 4 Jun 2010 16:44:23 工事現場における役割：現場代理人 工事現場：佐賀 工事現場：土木(道路) ご意見：工事の書類作成において、監督員(業務委託)が他社にこうしているの、貴社におきましても他社に書類作成方法に合わせて下さいと言ったことが多く発生しております。貴社は、会社としてやっていくのが当然だと思います。	回答年月日: H22/6/8 ○ご意見にある工事書類の種類が不明のため、具体的に回答することが出来ませんが、一般的には、書類の体裁は、○1方、書式を統一しておけば、事務の簡素化や省力化につながるものなる場合もあります。 ○業務の簡素化の取り組みにおいては、上記の結果から監督員(委託も含む)を指摘しているところで、 ○他業者の側においても、監督員からの要請に対してはどのように書類を作成することを主張していただければと考えます。
72	H	創意工夫・イメージアップについて	Date: Tue, 15 Jun 2010 07:33:08 工事現場における役割：その他 工事現場：佐賀 工事現場：土木(道路) ご意見：監督員が地元から受けた要望を業者にすべて押しつけ創意工夫・イメージアップ等で計上しよう指導されます。又、要望を素直に聞く業者には、点数に反映させ要望を聞かない業者には点数に反映させてくれません。こういった監督員がいますかどう思いますか？このよう事があっていいのでしょうか。業者としては、受注者も満足し低価格で仕上げてほしいです。かなりおかしなと聞きますが、もっと監督員の指導をお願いします。	回答年月日: H22/6/22 ○イメージアップは、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境改善を行うために実施するものです。 ○イメージアップは、取り組むべき具体的な項目及び内容は特記仕様書に明記しており、実施に伴う経費は、請負金額の内、実施費として取り組むべき基準書に記載されているように、受発注者間の協議等によって実施するイメージアップで、費用が巨大となるためイメージアップで分けて行うことが適当でない判断されるものは、別途契約の対象となります。また、成績表決定においては、客観性、公平性の観点から最も正確な評価を行っているため、ご意見の通りではありません。 ○監督職員等には、ご意見にあるような一方的な指導を行わないよう周知徹底してまいります。
77	H	過去の回答について	Date: Thu, 17 Jun 2010 19:27:30 工事現場における役割：その他 工事現場：佐賀 工事現場：土木(道路) ご意見：評定点に影響するのは目にしている【ありま】ですが、そのようなことが現実起きていますのでこれを考えないといけないのです。具体的な名称を使わずに、当方でないという範囲で経緯ですべて情報提供し「付けは、要諦を踏まえて発注者の対応として不適切な状況が頻りに発生しております。とりまきの指示は、具体的な例を入れて頂きます。まず、佐賀管内の状況を記入します。佐賀管内事務所では、主任監督員に職わる。と、点数が足りません。地元対応ということで創意工夫、イメージアップで主任監督員より無理難題がきます。後、家補助が主任監督員へ説明するためだけの不要な資料が指示され、提出し遅れるなど他業者の落ち目にされます。また、事務所の担当者に対しては指示される内容が頻りに変わります。すぐに他業者への撤回作業が発生します。嘉瀬川ダム工事事務所では、全て承諾、金がないと言われます。また佐賀県道と同様に主任監督員ご機嫌を取った業者が点数が高、イメージアップの名のもと他業者へのたかり行為が発生しています。設計書の作成、監督員は現場最前レベルです。武雄河川事務所では、矢張り打ち付けの仕事で79点ももらえます。主任監督員は、このようにおかしな指導が頻りに発生しています。佐賀河川(筑後川)においては書類すら戻ってきません。各事務所いろいろな状況と聞かれますが、現在の状況を知らない技術副所長さんが職務怠慢では？もし、整備局で調べて頂けるのなら、佐賀県の状態を調べて下さい。今年度の表彰対象を見て頂いても何であれ業者にと表彰事態に不審があります。	回答年月日: H22/6/30 ○事例を寄せて頂きましたが、不適切な事実を確認できる具体的な内容が把握できませんでした。例えば、「…創意工夫・イメージアップで主任監督員より無理難題がきます。」とは、どのような経緯でしょうか？…主任監督員へ説明するにたいする不要な資料が指示され、…とは、どのような資料を指示されたのでしょうか？ ○また、「いきいき現場づくり」を推進し、事実確認及びその協議、不適切な行為があれば改善指導を行います。 ○なお、成績評定に対しての意見が提出されていますが、これについては指摘がない限りご自身の成績評定の考え方をお説明します。 ○「工事成績評定要領」が定められており、その要領に基づいて公正かつ適正に、主任技術副所長、総括技術副所長、技術検査官がそれぞれ担当する観点について評価を行います。 ○他業者へは工事成績評定通知書に評定結果を通知しますが、評定結果に疑義がある時は書面に説明を求められることになっており、その旨通知書に明記しております。このように、通知内容に対する説明を求めれば説明責任が果たせるように、また誤解を招くことのないよう客観的な評価を行っているところで、今後とも適正な評価に努めます。

85	H 地元説明会等について	<p>Date: Wed, 7 Jul 2010 09:32:44 工事現場における役割：主任技術者(監理技術者) 工事場所：佐賀 工事業種：土木(道路) ご意見：まず最初ですが、工事受注後に地元説明会等があります。しかし、説明会時に受注業者に工事概要・内容等詳細の説明をさせる項目が多々あるようですが、どうしてですか発注者である国が行うべきではないでしょうか。県庁内市町村関係のみです。説明できない監理職員ですか。又、工事受注後は、現場でできない場合が多くあります。工事の用地買収が出来ていない(発注するな)といった事ですね。以前の他業者施工区間は、一年くらいしてから着工出来る様になったとゆうことも実際にありました。われわれはこの期間何をすればいいのですか。疑問点はいっぱいありますが、これくらいにします。</p>	<p>回答年月日:H22/7/16 ○工事契約の後に工事の説明会では、工事現場周辺第三者に対して、工事内消し運搬のために発注者より、工事目的、必要性等の説明を行います。なお、施工計画に基づいた工事の施工方法、作業時間等、生活環境への影響範囲、対策方法などについては、受注者に説明を求められる場合もあります。受注者としても、工事施工区域の関係性等とのコミュニケーションがとれ、工事の円滑な実施に繋がるメリットがあると考えます。なお、工事特記仕様書においては、「工事現場における説明性の向上」を図ることも規定しているところで、説明会への関わりについては○工事の発注手続きにおいては、適切な発注計画に基づき実施しているところで、しかしながら、関係機関等との調整や継続中のものであっても発注せざるを得ない工事もあります。その場合には、施工条件を示すことになっていきます。用地取得状況に関する施工条件については、工事特記仕様書に条件を明示しています。工事の一時中止や設計変更については、「工事一時中止に係るガイドライン(案)」や「設計変更ガイドライン(案)」に基づき運用することとなります。 (参考) ○「工事一時中止に係るガイドライン(案)」 http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/doboku/itj/yusui.pdf ○「設計変更ガイドライン(案)」 http://www.qsr.mlit.go.jp/s_top/sekkei/henkouguide.pdf</p>
88	H 監理職員等について	<p>Date: Thu, 13 Jul 2010 09:12:31 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：監理員・業務委託の方は、今までかなり変更箇所の作成等でもいさき現場づくりに相談されてはいます。又、整備員も指導してまいりますなどきれいな事ばかり書いてありますが、結局何もなっていません。現状、数量はまだまだ、箇所の訂正をしてくれないかといった事がほとんどです。いい加減にしてもらえませんか。私たちは、業務委託の人から給料をもらっていませんけど。</p>	<p>回答年月日:H22/7/16 ○設計変更時の数量計算書及び設計図面の考え方については、No.2、No.35の回答を参考にしてください。 ○なお、各事務所にいさき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)を設けています。相談窓口では、相談者の個人情報や相談内容について、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいります。「いい加減もなっていません。」とありますが、できれば具体的な事例を示して相談窓口の利用も検討していただきます。 ○意見の窓口の「おしらせ(H22.6.22)」も是非ご覧下さい。 (参考) No.2設計変更時の数量計算書及び設計図面について」の回答 ○設計変更に必要な設計図書(訂正又は変更は、「工事請負契約書」第18条第4項より「甲」あるいは「甲乙協議して甲」が行う事と明記されています。 ○また、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14でも発注者側に作業することが明記されており、このことは設計変更ガイドライン(案)」に明記し、発注者に周知を図っているところであります。 ○なお、成績評価に必要な設計図書(訂正又は変更)については、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいります。提出をお願いすることがあります。 ○設計図書の訂正又は変更の適正な対応を図る様、監理職員等への周知、指導を行ってまいります。</p>
91	H No88の回答について	<p>Date: Thu, 29 Jul 2010 17:04:51 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：No88の意見の回答欄に以下の説明があります。 ○設計変更に係る設計図書は、変更指示の段階までに必要となります。しかし、北九関連管内のバイパス工事では2-3ヶ月、ひどいときには6ヶ月以上遅って変更指示がきます。変更した時には既に施工が終わっている状態です。したがって、現場でコンクリート等か入った参考図(正確な設計図書ではない)をもとに施工せざるを得ません。打ち合わせ簿等の書類はさかのぼりはタダメとか書類の提出が遅いと、業者には押し付けばかりで発注者は自分の身を守るしか考えていないのでは？と疑いたくなります。</p>	<p>回答年月日:H22/8/30 ○ご意見を参考に、事実確認を行った結果、ご指摘のような行為は確認されませんが、今後とも、適切な処理が行われるよう監理職員等へ周知、指導を行ってまいります。 ○なお、各事務所にいさき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)を設けています。相談窓口では、相談者の個人情報や相談内容について、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいりますので相談窓口の利用も検討して下さい。</p>
95	H 変更設計について	<p>Date: Sun, 29 Aug 2010 07:23:20 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路) ご意見：現場から変更数量を事務所へ持って行った際に、事務所の担当者からの数量は見られませんが、現場から変更数量を指示されて施工したのに事務所の担当者は監理官は無知だから仕方ないと言いつつ、結局結局業務努力でした。そういったのが佐賀関連ではいっぱいあります。仮に各事務所にいさき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)に言ってもその会社の評価面が下がるとの理由で見えてくれない、担当の態度も一変し最悪になりかねませんので行けません。どうすれば良いですか？担当者は簡単に数量を調整したり見なかりしています。工事に必要な施行なら見ても構いません。委託業者(監督・積算)の方も頑張ってください。事務所担当のバロハでなくとも言えない状態です。</p>	<p>回答年月日:H22/9/21 ○ご意見を参考に、事実確認をおこなった結果、ご指摘のような行為は確認されませんが、今後とも、適切な処理が行われますよう監理職員等へ周知、指導を行ってまいります。 ○なお、各事務所にいさき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)を設けています。相談窓口では、相談者の個人情報や相談内容について、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいりますので相談窓口の利用も検討して下さい。 ○また、「土木工事共通仕様書」第1編1-1-14でも発注者側に作業することが明記されており、このことは設計変更ガイドライン(案)」に明記し、発注者に周知を図っているところであります。 ○なお、成績評価に必要な設計図書(訂正又は変更)については、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいります。提出をお願いすることがあります。 ○設計図書の訂正又は変更の適正な対応を図る様、監理職員等への周知、指導を行ってまいります。</p>
97	H No91の回答について	<p>Date: Mon, 30 Aug 2010 22:49:22 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：No88の意見の回答としてNo91が掲載されております。ご意見を参考に事実確認を行った結果、ご指摘のような行為は確認されませんでした。このことですが、事実確認は誰にどのような方法で行ったのでしょうか？日常的に行われている変更指示の通りの確認ができていないような、忙し中一回答に任せても施工者からの切実な意見の投稿は無意味かと思われる。具体的に、監理官名、補助員名、指示内容等を受取る公表すれば確認できるのでしょうか？投稿する施工者は、リスクを覚悟でギリギリの情報を投稿しています。投稿するも勇気が必要で、意見があるのに投稿できずにいる施工者もたくさんいます。このような施工者の意見を投稿できる場を設けて頂いて、また、真剣に回答下さっていると感謝しますが、施工現場では、まだまだ同等な立場で見えないところばかり困難状況です。また、くまのいかに回答欄に記載されている相談者の個人情報や相談内容について、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいりますので、どのような対応なのでしょう？</p>	<p>回答年月日:H22/9/21 ○No91の事実確認は、平成21、22年度に北九州関連事務所が発注したバイパス関連工事の関係者(全ての監督員)を対象に聞き取りによる確認を行いました。しかしながら、発注者側と受注者側の認識に多少のずれがあり、誤解が生じていると考えます。 ○各事務所の相談窓口へ相談することに対して懸念があるのであれば、九州地方整備局企画部(技術調整管理官、総括工事検査官等)にもいさき現場づくりに関する相談窓口を設けていますので活用を検討下さい。 ○なお、相談窓口にお寄せ頂いた意見については、相談者の個人情報や相談内容と相談者が不利益を受けないよう慎重に特定せず、全ての関係職員へ確認・指導をまいります。</p>
98	H No91の回答について	<p>Date: Sat, 4 Sep 2010 10:19:52 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路) ご意見：いさき現場づくりに意見を書き込みしても「具体的な事例を」とか「技術副所長さん」とかばかりで、全くなじみません。いら技術副所長に伝えたい事監理職員に話して聞かせたい事から、業者は見えません。もつと業者の立場になって考えてみたらどうですか。今までの回答を見ましたが、監理員、補助員監理員たちのことがよく記載されていますが、まずもって事実です。私も現在現場を施工していますが、業者は体面不良になりやすい。(事実→週間点検通院)慰謝料請求したいくらいです。本当にいい加減にして欲しいです。No88の記載に「補助員監理から給料ももらってません」と記載がありますが、私も全てが全ての業者もそう思っていますよ。</p>	<p>回答年月日:H22/9/21 ○「具体的な事例を」と回答しているのは、監理職員等が施工業者に対して、不適切な行為(指示など)を行っている場合、具体的に聞き取りによる指導することが効果的な改善に繋がるものと考えているからです。また、現場の実態も速やかに把握できます。 ○成績評価の考え方は、No95の回答を参考にしてください。 (参考) ○地方の成績評価の考え方は以下のとおりです。相談による評価点への影響はありません。 1. 工事の成績評価が定められており、その範囲に基づいて評価を行っています。 2. 施工業者へは、工事成績評価通知書にて評価結果を通知しますが、評価の結果に疑義がある時は書面に説明を求めた上で対応することになり、その旨、通知書に明記してまいります。このよう、通知内容に対する説明を求められれば説明責任が果たせるように、また誤解を招く内容に客観的な評価を行っているところであります。今後とも適正な評価に努めます。 ○「いさき現場づくりに関する相談窓口は、各事務所の他に九州地方整備局企画部(技術調整管理官、総括工事検査官等)に設けてあります。相談窓口では、相談者の個人情報や相談内容と相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいりますので、できれば具体的な事例等を示して相談窓口の利用も検討して下さい。</p>
99	H 設計積算業務について	<p>Date: Sun, 5 Sep 2010 10:52:14 工事現場における役割：その他 工事場所：福岡県 工事業種：その他 ご意見：積算業務に関わるものですが、今年度から設計施工積算業務も全て一般競争入札となつています。コンサルと積算業者と同じ立場になりました。設計施工積算業務にもいさき現場づくりに関するものを取り入れていただけないでしょうか。積算では、今年度は、一次配布時には二次配布資料のみで積算し提出することとなっているため、きちんと対応しており、一次配布前の監理職員の修正等に関する指示にも対応しています。また、二次配布については、一度積算業務に提出することになり、その指示に従っています。私達は一次配布時点で修正等を行っていたため、図面等は一次配布時と全く同じものを提出しています。(一次配布時点で修正し、監理職員にその時点で確認がとれていると思っております)しかし、二次配布前には、再度、監理職員から図面等の修正を指示されます。その内容は、コンサルが行うべき修正だったり、また修正が、3日かかるかもしれない場合でも監理職員は、私達のうちは全個かかっているの何年までお願い致しますと、徹してでも休日日出しても作業するの当たり前だといわんばかりのパワーハラスメント的な言動と態度をとり指示してきます。この監理職員の行動は、国土交通省職員として許されることなのでしょうか。発注者と受注者は、対等の立場であることが特記仕様書にも書かれていますが、それは全くのウソなのでしょうか。今回、「意見の窓口」に書かせて頂きました。こうでもないし彼女の現状を知っていただくことができないので。</p>	<p>回答年月日:H22/9/21 ○工事発注と同様に積算業務についても計画的な業務執行を行うと共に、手戻りが生じないよう成果品のチェックなどを十分に行うよう関係職員へ指導してまいります。 ○また業務の指示系統において、不適切な行為(指示など)が無いよう併せて指導してまいります。</p>
102	H 監督補助員について	<p>Sent: Tuesday, November 16, 2010 2:19 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：その他 ご意見：○○○関連工事ですが、監督官等は協力的である。監督補助員の対応が悪いです。重要なことは安全且つ工期ではないのでしょうか？書類提出しても通らない、どのように作成していか尋ねても答えは出ない、そのような日々が続き、工期も大きく影響が出ています。別添書類等が多く、簡素化どころか・・・</p>	<p>回答日:H22/11/25 ○監督補助員の業務内容は、現場確認・資料作成等を行いその結果を監理職員へ報告をおこなうなど、監理職員の補助を行うものです。 ○ご意見を参考に、事実確認を行い、ご指摘のような「書類提出しても通らない、どのように作成していか尋ねても答えは出ない。」といった行為については、適切な対応をとりよう指導を行ってまいります。 ○また、そのような行為があった場合は、監督職員及び各事務所「いさき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)を設けていますので、相談者が不利益を受けないよう慎重に対応するよう指導してまいりますので利用を検討して下さい。</p>
109	H 監督補助員について	<p>Monday, January 24, 2011 1:44 工事現場における役割：その他 工事場所：熊本県 工事業種：土木(河川) ご意見：監督補助員さんは、人権について発言されているのでしょうか？もう少し人権尊重を・・・</p>	<p>回答日:H23/2/9 ○適切な対応が無いよう指導してまいります。また、発注者間でコミュニケーションを図り、より良い品質の社会資本を整備してまいります。 ○なお、各事務所にいさき現場づくりに関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)、九州地方整備局企画部(技術調整管理官、総括工事検査官等)にもいさき現場づくりに関する相談窓口を設けていますので活用を検討下さい。 ○なお、相談窓口にお寄せ頂いた意見については、相談者の個人情報や相談内容と相談者が不利益を受けないよう慎重に特定せず、全ての関係職員へ確認・指導をまいります。</p>

143	H	監督補助員について	<p>Friday, October 14, 2011 8:08 AM 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路)</p> <p>業務委託の人は何を考えて仕事をしていますでしょうか？だいたいいき現場に投稿されても以前と変わりません。変更数量、打合せ等など業務委託が行う仕事はすべて現場代理人・監理技術者に依頼があります。何回も投稿されて指導徹底してまいります。」とよく回答されていますが何を指導していらっしゃるのでしょうか？業務委託の人は給料私たちに払って下さい。</p>	<p>回答日:H23/12/7</p> <p>ご指摘の件につきましては、コミュニケーションを図り、より良い品質の社会資本を整備するパートナーであるという認識で受注者と対応するよう、管理技術者を通じて指導する等の対応を行っているところです。</p> <p>ご指摘のように、以前と変わらず現場技術員に問題があるようであれば、詳しい内容を投稿していただくか、もしくは、各事務所へ「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)、九州地方整備局 企画部(技術調整管理官、総括工事検査官等)へ「いきいき現場づくり」に関する相談窓口を設けていますので活用を検討下さい。</p> <p>注)相談者の個人情報や相談内容など相談者が不利益を受けないように対応しますのでご理解下さい。</p>
146	H	監督補助員について	<p>Wednesday, October 26, 2011 1:55 PM 工事現場における役割：現場代理人 工事場所：福岡県 工事業種：土木(道路)</p> <p>現場技術員の対応について、8月より新たに国土交通省の仕事をする様になりました。以前の現場技術員は協力的で工事スムーズに行えましたが、今回の担当者(工事打合簿の文字が小さいとか、ゴシック体の方が見えやすいとか？そんなことで1日が過ぎ毎日が苦の状態です。また、管理技術者がたまに現場に来て、勝手にコントロールして写真撮ったりして何か変わって会社だと思えました。発注者のかたもそんなことを望んでいるのですか？</p>	<p>回答日:H23/12/7</p> <p>ご指摘の件につきましては、コミュニケーションを図り、より良い品質の社会資本を整備するパートナーであるという認識で受注者と対応するよう、管理技術者を通じて指導し、勝手にコントロールしているという件についても、発注者の現場代理人及び監理技術者に連絡をとってから行うよう指導しました。</p> <p>なお、各事務所へ「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(技術副所長、工事品質管理官等)、九州地方整備局 企画部(技術調整管理官、総括工事検査官等)へ「いきいき現場づくり」に関する相談窓口を設けていますので活用を検討下さい。</p> <p>注)相談者の個人情報や相談内容など相談者が不利益を受けないように対応しますのでご理解下さい。</p>
149	H	監督補助員の業務内容について	<p>Friday, November 11, 2011 8:58 AM 工事現場における役割：主任技術者(監理技術者) 工事場所：大分県 工事業種：土木(道路)</p> <p>監督補助員の対応に苦慮しています。例えば先日強梁工の出来形確認の立会いにこられましたのが全本数の鉄筋を確認1時間半もかかりました。通常一般監督工事では30%程度となっているのではないのでしょうか？こちらは工期が厳しく時間が無い中、立会いに過剰の時間を取られます。その他の施工でも施工方法等に口を出し余計な手間が掛かり困っております。現場についてもまじめに考えられているのですが、過度の対応は施工業者の負担が増すだけです。監督補助員の業務内容や立場について今一度指導をお願いします。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>段階確認ということであれば、ご指摘のとおり一般構造物では30%程度となっております。また、施工方法に関しましては法令違反等の場合以外は、任意施工の範疇ですので、過度の対応が無いよう指導して参ります。</p> <p>なお、具体的な事例でのご相談ご指摘等ありましたら、各事務所及び本局企画部に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(各事務所:技術副所長、工事品質管理官等、本局企画部:技術調整管理官、総括工事検査官等)を設けていますのでご相談下さい。</p>
151	H	主任監督員について	<p>Friday, November 18, 2011 7:20 AM 工事現場における役割：その他 工事場所：佐賀県 工事業種：土木(道路)</p> <p>ある事務所の主任監督員は、業者にあたりまえのように夜間作業無難難な施工をおしつけます。得意な言葉は点数に反映させるからです。業者はそのあまり言葉に誘われ施工を行い苦労して完成し、いざ点数が求てみたらがっかりするような点数でした。設計書特記仕様書などに基づき打合せ簿を出してみても業者の事は何も考えず、自分の立場しか考えてないの思います。今後この主任監督員と仕事をすることは大変だと思います。業者間ではここ数年あまりにもどいでのいるんな噂が飛び交います。事務所の相談窓口にご相談してみようと思いますが主任監督員に話ぐすに伝わり点数に影響するからいけません、最悪業者も覚悟をきめ実名公表させて頂きます。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>担当職員に確認した結果、ご指摘の件については確認できませんでした。</p> <p>具体的な事例でのご相談ご指摘等ありましたら、各事務所及び本局企画部に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(各事務所:技術副所長、工事品質管理官等、本局企画部:技術調整管理官、総括工事検査官等)を設けていますのでご相談下さい。</p>
161	H	監督補助と積算補助の業務内容について	<p>Saturday, February 04, 2012 10:37 AM 工事現場における役割：その他 工事場所：宮崎県 工事業種：土木(道路)</p> <p>積算補助は当初発注の際はコンサ成果から数量計算書を精査し積算数量総括表、工程表、図面を作成し土積をカシ特記仕様書を作成して納品するはずですが、変更でもそれと同じ作業をするべきではないでしょうか？監督補助がすることでしょうか？と思うのです。当初積算時にやっていた作業は変更の際も責任もってやっていたかたし、変更数やのり取り積算補助が責任をもって現場代理人としていたかたしと思うのです。そうすることで監督補助の無駄な負担も軽減され引いては現場代理人の負担軽減につながるが監督補助への不満も解消されていくのではないかと考えます。とにかく最もやり取り期間が長い現場代理人と監督補助との関係が悪ければいいものは作れないと思いきや込ませてもらいました。</p>	<p>回答日:H24/3/15</p> <p>○発注者支援業務等においては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく民間競争入札により実施しており、実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」の審議を経た上で実施事項を定め、その実施事項に基づき共通仕様書(案)を定め実施しているところです。</p> <p>○平成23年度の共通仕様書(案)(http://www.asr.mlit.go.jp/s_top/sekkei/sien.pdf)に関する事項以下のとおりであり、発注者としても共通仕様書(案)に準拠し業務を遂行しています。</p> <p>・管理技術者については、第1005条のとおりです。</p> <p>・積算技術業務における業務内容等は、第2002条、第2003条によるものであり、変更積算時においても同様の業務を行うものです。</p> <p>・工事監督支援業務における業務内容等、第4002条によります。</p> <p>なお、具体的な事例でのご相談ご指摘等ありましたら、各事務所及び本局企画部に「いきいき現場づくり」に関する相談窓口(各事務所:技術副所長、工事品質管理官等、本局企画部:技術調整管理官、総括工事検査官等)を設けていますのでご相談下さい。</p>